

新たに、事業を始められる皆様へ

消防手続きのご案内

障がい児・者施設や保育施設等を新規で始められる場合には、消防機関へ次のような届出などが必要となりますので、事業を開始される前に最寄りの消防署にご相談下さい。

【ご相談が必要な方】

新たに障がい児・者施設や保育施設等を始められる方
※自宅の一部分を活用する場合も含まれます

【ご相談いただく内容】

- (1) 防火対象物使用開始届の提出について
- (2) 消火器等の消防用設備の設置に関することについて
- (3) 防災物品（カーテン、じゅうたん等）について
- (4) 防火管理者選任届及び、消防計画の作成について

ご不明な点は、お近くの消防署または消防局へお問い合わせください。

☎ お問い合わせ先 ☎

消 防 局 予 防 課	0 8 5 9 - 3 5 - 1 9 5 6
米子消防署 予防係	0 8 5 9 - 3 9 - 0 2 5 1
境港消防署 予防係	0 8 5 9 - 4 7 - 0 1 1 9
大山消防署 予防係	0 8 5 9 - 3 9 - 5 0 0 2
江府消防署 予防係	0 8 5 9 - 7 7 - 2 0 0 1